

令和3年村上市議会第3回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和3年8月31日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第 9号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について
報第 10号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について
- 第 5 報第 11号 令和2年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 報第 12号 専決処分の報告について
- 第 7 議第 69号 専決処分の承認を求めることについて
議第 70号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議第 71号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定について
議第 72号 村上市個人情報保護条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議第 73号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
議第 74号 村上市精神障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例制定について
- 第10 議第 75号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 76号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第11 議第 77号 市道路線の認定について
議第 78号 市道路線の変更について
議第 79号 市道路線の廃止について
議第 80号 村上市職業訓練施設条例を廃止する条例制定について
- 第12 議第 81号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 82号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 83号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 84号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 85号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 86号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 87号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 88号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 議第 89号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 90号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 91号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 92号 公の施設に係る指定管理者の指定について
第13 議第 93号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）
第14 議第 94号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
議第 95号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第 96号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
第15 議第 97号 令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
第16 議第 98号 令和2年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第 99号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
第17 議第100号 令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
第18 議第101号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第102号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第103号 令和2年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第19 議第104号 令和2年度村上市上水道事業会計決算認定について
議第105号 令和2年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
議第106号 令和2年度村上市下水道事業会計決算認定について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 報第 9号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について
報第 10号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について
日程第 5 報第 11号 令和2年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 6 報第 12号 専決処分の報告について
日程第 7 議第 69号 専決処分の承認を求めることについて
議第 70号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 8 議第 71号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定について
議第 72号 村上市個人情報保護条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第 9 議第 73号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
議第 74号 村上市精神障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例制定について
- 日程第 10 議第 75号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 76号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 11 議第 77号 市道路線の認定について
議第 78号 市道路線の変更について
議第 79号 市道路線の廃止について
議第 80号 村上市職業訓練施設条例を廃止する条例制定について
- 日程第 12 議第 81号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 82号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 83号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 84号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 85号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 86号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 87号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 88号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 89号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 90号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 91号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 92号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 13 議第 93号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）
- 追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第 14 議第 94号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
議第 95号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第 96号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 15 議第 97号 令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 議第 98号 令和2年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第 99号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 議第 100号 令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 議第 101号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第 102号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 議第103号 令和2年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第19 議第104号 令和2年度村上市上水道事業会計決算認定について
 議第105号 令和2年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
 議第106号 令和2年度村上市下水道事業会計決算認定について

○出席議員（22名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
企画財政課長	大滝敏文君
自治振興課長	板垣敏幸君
税務課長	大滝慈光君
市民課長	八藤後茂樹君
環境課長	瀬賀豪君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	大滝きくみ君
福祉課長	木村静子君

こども課長	中	村	豊	昭	君
農林水産課長	稲	垣	秀	和	君
地域経済 振興課長	田	中	章	穂	君
観光課長	永	田		満	君
建設課長	伊	与部	善	久	君
都市計画課長	大	西		敏	君
上下水道課長	山	田	知	行	君
会計管理者	菅	原		明	君
農業委員会 事務局長	小	川	良	和	君
代表監査委員	小	田	健	司	君
選管・監査 事務局次長	東	海林		肇	君
消防長	佐	藤	正	弥	君
学校教育課長	渡	辺	律	子	君
生涯学習課長	大	滝		寿	君
荒川支所長	平	田	智	枝子	君
神林支所長	加	藤	誠	一	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	長	谷部	俊	一
事務局次長	内	山	治	夫
書記	中	山		航

午前10時00分 開会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第3回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和3年村上市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、報告4件、専決処分の承認2件、過疎計画の策定1件、条例の改正2件、条例の廃止2件、指定管理者の指定14件、市道路線の認定1件、市道路線の変更1件、市道路線の廃止1件、補正予算4件、決算認定10件の合わせて42件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、10番、鈴木一之君、13番、鈴木いせ子さんを指名いたします。ご了承をお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員会委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取扱いについて報告をお願いします。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 改めまして、おはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取扱いについて申し上げます。

令和3年第3回定例会の会期及び議案の取扱いを協議するため、去る8月24日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告

いたします。

会期につきましては、本日8月31日から9月28日までの29日間といたしました。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、即決事件の審議を行い、採決の後、残る議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各常任委員会へ付託いたします。また、一般会計補正予算及び一般会計歳入歳出決算の認定に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしくお願いいたします。

2日、6日及び7日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

9日、10日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会の分科会、13日、14日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会の分科会、15日、16日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会の分科会をそれぞれ開催し、付託議案の休会中の審査及び一般会計予算・決算審査特別委員会の各分科会で付託議案の休会中の審査をお願いいたします。したがって、各分科会での審査を総括するため、22日には全体会を開催し、各分科会長から審査報告を受けた後、採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

9月28日は、本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は、当日審議を行い、即決といたします。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。理事者提案の議案の取扱いについては、以下議案名を省略させていただきますが、報第9号及び報第10号については一括上程とし、一括質疑の後、報告を終わります。また、報第11号及び報第12号については、それぞれ単独上程とし、質疑の後、報告を終わります。

次に、議第69号及び議第70号の2議案については、一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第71号及び議第72号の2議案については、一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ付託いたします。

次に、議第73号及び議第74号の2議案については、一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員会へ付託いたします。また、議第75号及び議第76号の2議案についても、一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、議第77号から議第80号までの4議案については、一括上程、一括質疑の後、経済建設常任委員会へ付託いたします。また、議第81号から議第92号までの12議案についても、一括上程、一括質疑の後、経済建設常任委員会へ付託いたします。

次に、議第93号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）については、単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会へ付託いたします。

また、議第94号から議第96号までの令和3年度村上市各特別会計及び事業会計の補正予算の3議

案については、一括上程、一括質疑の後、議第94号は総務文教常任委員会へ、議第95号は市民厚生常任委員会へ、議第96号は経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、議第97号 令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定については単独上程とし、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会へ付託いたします。

また、議第98号から議第106号までの令和2年度村上市各特別会計及び各事業会計の決算認定については、議第98号及び議第99号の2議案は、一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ、議第100号は、単独上程、質疑の後、経済建設常任委員会へ付託いたします。議第101号から議第103号までの3議案は市民厚生常任委員会へ、議第104号から議第106号までの3議案は経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、一般質問の通告は、8月26日正午で締め切ったところ、13名の通告がありましたので、9月2日は5名、6日は4名、7日も4名が3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願・陳情に伴う意見書の提出期限は9月24日、その他の意見書の提出期限は9月8日のそれぞれ正午となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会での協議内容と結果についてのご報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により本日から9月28日までの29日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月28日までの29日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてご報告申し上げます。従来株と比べて感染力がはるかに強いデルタ株の影響により、全国的に感染が急拡大しております。多くの地域でこれまで経験したことのない感染の拡大が見られており、国では緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置の

実施地域を拡大して感染拡大の防止に取り組んでいるところであります。

新潟県内でも感染の拡大が続いており、新潟県は昨日、県内全域に対して特別警報を発令し、県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からは、県内の医療体制は通常の医療にも影響が出るなど逼迫しているとして、強い危機感を示しております。こうした状況により、9月3日から16日までの14日間、県内全域において酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮などの協力要請が行われることとなりました。

本市におきましても、ここ1か月の間、新規感染症患者の確認が断続的に続いたことから、お盆期間中の人流を抑制することとして、8月13日から8月16日までの4日間、市の公共施設の利用を一部休止して人流の抑制に努めたところであります。しかしながら、その後も新規感染症患者の確認が続いたため、8月24日から市の感染対策レベルを最も高いレベル3に引き上げ、現在、市の公共施設の利用休止、事業の中止・延期など、1段高い人流抑制措置を講じながら感染対策の徹底した強化を行っているところであります。

昨日、県内全域を対象とする特別警報が発令されたことから、市民の皆様には、これまで以上に厳しい感染対策の徹底をお願いしていくこととなります。感染力が非常に強いデルタ株に対しては、感染のリスクを減らすために、徹底した人と人との接触を極力抑えるといった一人一人の感染しないという強い取組が必要となりますので、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

県内における感染の現状についてであります。若い世代や子どもにも感染の広がりを見せるデルタ株により、親から子どもへ、子どもから親へ感染が広がるといった事例が増え、家庭内での感染が急増している状況であります。市民の皆様には、家庭内でもマスクを着用、食事は黙食、小まめな換気、手洗い、消毒を徹底していただき、一人一人が命を守る取組を徹底していただくようお願い申し上げます。

本市におけるワクチン接種の状況についてであります。8月30日現在で2回目の接種を終えている方の割合は58.1%となっており、予定したワクチン接種のスケジュールは順調に進んでいる状況であります。既に65歳以上の方については91.6%の方に2回目の接種を終えていただいているところであります。各世代のワクチン接種の予約の状況を見ると、64歳から60歳が91.1%、59歳から40歳が83.4%、39歳から12歳が65.4%と、若い世代の予約率が低い状態であります。ワクチン接種が進んだ65歳以上の年代では、感染のリスクはもちろんです。感染した場合の重症化リスクを大きく抑えられるといった治験が得られています。若い世代の皆様にも感染のリスク、感染したとしても重症化のリスクを減らすため、ワクチンの接種を受けていただくよう勧奨していかなければならないと考えているところであります。ぜひワクチンの接種をご検討いただきたいと思います。

また、妊娠中の方や授乳中の方、これから妊娠を考えている方にもワクチンは高い効果が期待されています。妊娠中にワクチン接種をした方や、接種後に妊娠した方の追跡研究の結果、副反応や

胎児への影響などは確認されなかったとして、WHOやCDC、アメリカ疾病予防管理センター、日本産科婦人科学会では妊娠中のワクチン接種は可能であるとしており、ワクチン接種の前に妊娠検査を行うことや妊娠を遅らせるなどの必要はなく、不妊になるといった根拠はないとしています。こうしたことから、本市では、妊産婦の皆様にはワクチン接種を受けていただき、感染症への不安が軽減されるよう、神林農村環境改善センターを会場に、9月18日と25日の両日、妊産婦の皆様の優先接種日を設定することとし、明日ご案内をお送りすることといたしております。このたびの対象者には、市内の妊産婦のほか、同居のご家族や里帰り出産のため一時帰省されている方にも接種していただきたいと考えております。妊娠中の方や授乳中の方、これから妊娠を考えている方につきましては、かかりつけ医にご相談をいただき、ワクチン接種をご検討いただきますようお願い申し上げます。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピックについてご報告申し上げます。さきに行われました東京2020オリンピックでは、本市で事前合宿を行ったスケートボード日本代表チームの皆さんが見事な活躍を見せてくれました。改めてこのたびの快挙に心からお祝いを申し上げますとともに、挑戦し続ける選手の皆さんの負けない姿勢に敬意を表する次第であります。本市出身の平野歩夢選手は、夏のオリンピック、冬のオリンピックの両オリンピックでの出場という偉業を成し遂げました。平野選手の自らの可能性に挑む姿は、日本中に勇気と夢を与えてくれました。そして、様々な夢に向かって今を頑張る世界中の全ての人に目標や夢に向かって挑むことはとても意義のあることということを示してくれた瞬間でありました。心より敬意を表したいと思っております。

オリンピックに続き、8月24日からは東京2020パラリンピック競技大会が開幕し、9月5日までの12日間にわたり熱戦が繰り広げられております。開催前の8月15日には、村上市民ふれあいセンターにおいて、東京2020パラリンピック聖火フェスティバル「村上市の火」が開催されました。パラリンピックを応援する全ての人の熱意が集まってひとつの聖火を生み出すという理念の下に本市で採火され、ともされた火は、市民の思いとともに県内各地の火と一つに集められ、新潟県の火として開催地へ届けられました。東京2020パラリンピックの聖火として、開催期間中、輝いています。大会最終日の9月5日には、本市出身の永田務選手が上肢障がいT46マラソン種目に出場します。永田選手には、自らの力を信じレースに挑んでいただきたいと思っておりますし、ぜひ東京2020パラリンピックのマラソンのレースを楽しんでいただきたいと思っております。永田選手のご活躍を心よりお祈り申し上げますとともに、市民の皆様とともに応援してまいります。

次に、8月上旬の豪雨及び暴風雨の被害についてであります。8月1日の豪雨並びに9日からの暴風雨により、市内の道路のり面や用水路、ビニールハウス等、23か所で被害が報告されており、施設の種類ごとの被害件数につきましては配付の資料のとおりとなっております。これらの被害箇所については、早急に復旧する必要があることから、これに係る補正予算を専決処分し対応したところであります。また、8月9日と10日には朝日地域と山北地域に自主避難所を開設し、市民の皆様

様の安全確保に努めたところであります。

次に、令和3年第2回定例会でご報告申し上げた以後の各報告事項につきましては配付資料のとおりとなっております。火災の発生状況につきましては、建物火災が4件、車両その他が1件で、合計5件であります。

寄附の申出につきましては、配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和3年5月から7月の間に4,118件、6,611万円の申込みを受けることができました。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、ご報告いたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。では、ちょっと質疑なのですけれども、今レベル3の警戒レベルというのですか、レベルが3の状態にいるというのは、たしか8月25日からだったと思うのですけれども、間違ったらごめんなさい、そこ。それが発生された時点で公共施設の利用がほとんどできなくなるわけです。それがいわゆる公共施設で、あした何かをしようと段取りしている人たちがいきなり使えませんかという知らせが来て、物すごくばたばたして、確かにレベル3になってというのは大変なことなのだろうけれども、もう少しその公共施設を使って予約している方々、事業を考えてやっている方々というのは、レベル2の状態です。まずいっていただけですから、全くないところに持ってきて、すんとくるのではなくて、例えば三、四日、1週間ぐらいの余裕を持って、そうすればみんなに知らせができるという配慮というのですか、そういったことというのは、もうレベル3だから駄目だよ、明日からも駄目よというのも分からぬものではないのですけれども、その辺の時間的な兼ね合いというのは非常に利用している人たちは困る場合があるのです、逆に。言っていること分からぬものではないのですけれども、その辺もう少し段取りよく、いついつから使えませんかというような表現にできないものなのかどうか、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご懸念の部分については、我々も当然考えております。これから予約をされる方にはしっかりとアナウンスができるのですけれども、既に事業として予定されている方、本当に大変だろうなというふうに思いました。そのことから、事前に既に予約が入っている皆さん方と少し各施設管理者のほうから連絡を取っていただいて、そのことについては事前にお知らせをしています。このタイミングからこうなる可能性があるというようなことですね。ですから、それが、こういうケースでありますので、新規の感染症患者が確認された瞬間からガイドラインののっとってレベルが変化するので、なかなかそれを例えば3日前、4日前、1週間前というのを想定するのは非常に難しい。そういうこともご理解をいただきながら、ぜひご協力をお願いしたいというふうな形でお話をさせていただきました。結果として、既に予約が入っている、事業として予

定されております皆様方からは、私のところに、担当課からですけれども、ご理解をいただいたという報告をいただいているところでもあります。今後もそういう形で、利用される方になるべくご不便をおかけしないような形で対応していきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 緊急事態なのだから、しょうがないといえばしょうがないのですけれども、もう少しちょっと、1日、2日の余裕があれば、今日言われて、あしたの朝から予定している人はすごく困る場合もございますので、ちょっともう一回その辺は検討してもらいたいなど、こういうふうに思います。

それと、今回一般質問でも出ているかと思うのですけれども、火災の件、これは恐らく普通住宅とか小屋とか、こういった住宅とか小屋とか燃えることも大変残念なことなのですが、3月にまたぎの家が火災に遭っている。今回一般質問される議員さんもいらっしゃいますので、深くはあれですけれども、ただそのまたぎの家の火災の結果の報告もその辺の一般的な建物火災と同じような報告で終わっている。そうすると、あそこの近隣にいる朝日地区の方々にしてみれば、その思い、歴史、こういったこともやっぱりあるかと思うのです。やっぱり火災の後にもうちょっと丁寧な報告、どういう火災だったのか、変な話、疑心暗鬼な点、おかしな話が触れ回ったりも当時しました、はっきり言って。そういうこともないように、そういう歴史的に貴重な文化財あるいはそういったものがもし火災に遭った場合は、もう少し配慮を利かせた報告がなされてもいいのだろうと、こういうふうに思いますけれども、どうですか、その辺は。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（佐藤正弥君） ただいまの質問の件ですけれども、確かに一般の住宅と小屋とかとは市民の皆さんの関心も違うかと思いますが、今改めて申し上げますと、不明としたわけですけれども、火災があるたびに消防本部と村上警察署と合同で調査するわけです。またぎの家に関しては、施錠の状況から、まず侵入することは想定しにくいということで、第三者による行為が、いわゆる放火ですね、これは極めて低いであろうということも1つ分かりました。もう一点は、たばこ、あるいは放火、さっき申し上げましたが、あと暖房器具出火は可能性が低く、それはもう否定されております。また、屋内配線あるいはいろりに起因するいぶし、この辺について、床材の低温着火、この辺も可能性として考えられますので、逐一屋内配線の出火については、相当焼損が激しく、短絡痕、いわゆるショートの跡ですね、そういったものが見つからない。したがって、特定が難しいという。また、いろりに起因する出火については、断定する物証がなく立証ができなかったということで、結論から言うと、不明という形で原因調査を行っております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 消防的にはそれでしっかりと調べて調査した結果だと思うので、いわゆる住

民へのアプローチというのは、消防というよりも行政側のスタイルだと思いますので、その辺は消防だけに任せずに、総務課長あたりもしっかりと把握をした上で、近隣住民にちょっと説明会を開催するなどすると優しいものになるのかなと、こういうふうに思っております。

それともう一つ、最近また、昨日は6時ぐらいか、4時から6時ぐらにかけて市長さんのほうで放送して、市民に周知徹底ということなのでしょうけれども、5日ぐらい前に副市長がお話しされましたよね。恐らく市長が不在だったのか、その辺分かりませんが、副市長の場合は、女性の方が副市長からお知らせがございます、そして副市長が、皆さん、こんにちはどうですか、お話ししました。これはそれで私いいと思うのです。副市長の忠ですって言わないのです。言わないでお話しました。実は言うと、市長もちょっと感じてもらいたいところあるのですけれども、確かに市長からお話がありますと女性でアナウンサーして、市長の高橋ですと。非常に何か政治的な配慮があるのかなんて思う人も、中に言う人もいらっしゃいます、多々。できれば私は、その最初の市長の高橋ですは要らないのかなと思います。女性が言ってくれていますので。市長からお知らせがありますと。私のところにも大勢の方、恐らく議員さんにも、何なのだよと、市長の宣伝かよと、全く違う思考で考えられる方もいらっしゃったりもします。市長はそれでいいと思ってお話ししているのでしょうけれども、その辺もちょっと今後は考えてもいいのかなと思います。いかがですか、市長。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 特に他意はないわけでありましてけれども、そういうふうに受け止める方がいらっしゃるって、私が伝えたいことが真に伝わっていないというふうな状況があるのは非常に残念だというふうに思っています。それが要因で、そういうことで少しでも伝わるボリュームが下がるのであれば、そこはしっかり検討していくべきだろうと思っております。

○15番（姫路 敏君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） 4番、高田晃君。

○4番（高田 晃君） 1点だけ。

公共施設の今使用停止しているわけですが、その件でちょっと1点お聞きしたいのですが、警戒レベルが3になったと。25日に発令されて、26日から公共施設がいわゆるシャットアウトされているということなのですが、今年度に入って4月の、ちょっと日にちははっきりとした日にちを忘れましたが、年度初めにも公共施設、これ使用中止期間がありました。このときは市内で多くの感染者が出てきたというふうな時期であるのですが、公共施設の使用はシャットアウトでなくて制限をされていたと。いわゆる人数制限がされていて、たしか5人以上の団体は使用不可と。それ以下であれば使用可能というふうな指示でした。今回、デルタ株の影響なのか、4月に比べると感染状況が、レベル3とはいえ、ちょっと異なる状況ですが、その辺の基準をさらに強化したという何か理由があればちょっと教えてほしいのですが。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご承知のとおり、今回感染症患者の確認が高齢者からどんどん若い世代に移ってきているというような状況があります。それと、お盆期間中、相当な人流がありました。そういったことも含めて、全体としてももう少し強いレベルでの利用制限をしていくべきだろうということで対策本部で議論させていただいて、そういう措置を取りました。これは一定のガイドライン当然あるわけでありましてけれども、ガイドラインにのっとってやっていて、なおかつ断続的に感染症患者が発見される、また外からの流入も確認されている、これはやはり人と人との接触を可能な限り行わない、そういう措置を取ることが肝要だろうという判断に基づいて今回決定をしたわけでありまして。ですから、それぞれ公共施設の利用制限であったり、市民の皆様にご不便な状況をお願いするときについては、そういったいろいろな知見を整理をして、また当然地元の保健所、さらには県の対策本部の専門家会議との議論も当然参考にしながらということになりますけれども、そういう形で行っているのだということで、まずご理解をいただきたいと思います。その上で、現在県のほうで全域に対して特別警報を発令したわけでありましてけれども、我々はそれに対抗する、少し早めにスタートしているわけでありましてけれども、そういった意味においては感染を徹底的に感染の拡大を抑え込めるという体制を取ることができたのではないかなというふうに思っております。

○4番（高田 晃君） ありがとうございます。終わります。

○議長（三田敏秋君） 7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） では、1点だけひとつお願いしたいと思います。

先ほどデルタ株、コロナの感染についてご報告がありました。先般、24日の日でしたか、全員協議会で、副市長おいでになりましたので、学校の対策等についてお願いしたわけですが。教育長は残念ながら出席できなかったのですが、今日の新聞、昨日からのニュース等で県立の高等学校、クラブ等をみんな中止するという対策をもう打ち出したというような記事が流れておりました。今回のデルタ株というのは、子どもから大人への感染という格好で、先般も副市長にお願いしたのですが、やはり集団生活をする、集団で御飯を食べる、集団で授業を受けるという格好で非常に子どもたちの中で感染が起きた場合、家庭に戻ってまた感染になるという事例も全国の中にはかなりあるみたいでございます。そういうことからいって、授業も始まりました。これから秋の運動会、体育祭、それから修学旅行、それから県もそうなのですが、各クラブの、部活動の活動、村上市として今どのような考え方でこれから取り組んでいくのか、ちょっとその辺のところをお聞かせ願えればと。報告の中になかったので、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 本日、対策本部会議も開かれる予定なのですが、そこで最終的には報告して判断していただくのですが、現在、中学校の部活動については、現時点で、当面の間、レベル3の間は自校での活動のみとする、他校との交流、大会等には参加しないということで各学校

に協力を依頼しているところです。県のほうが県立学校、9月の3日から9月24日（_____部分は21頁に発言訂正あり）まで中止するということですので、当面それにそろえて部活動のほうも自粛していただくということに現在のところ、校長会長や中体連の会長に相談しながら、協力を求めていくこととしております。それから、修学旅行等については、中学校、それから小学校のまだ実施していない学校、それについては、県外はもとより、県内に出かける際も、少なくとも特別警報が出ている期間中はやはり自粛してもらおうという方向で協力を求めていきたいと思っております。それから、体育祭、運動会については、十分感染対策に気をつけながらやっていただくことにしていきたいと現在のところ思っております。それから、あとスポーツ少年団とか体育協会の大人の活動も含めて、これは施設を休止している状況ですので、引き続き活動も自粛していただくということで協力を求めていきたいと思っております。

以上です。

○7番（本間善和君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第9号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について

報第10号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、報第9号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について並びに報第10号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告についてを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました報第9号及び報第10号につきまして、一括してご報告を申し上げます。

これら2件は、いずれも村上市が出資をいたしております2つの法人につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告するものであります。

最初に、報第9号は、公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告についてであります。当該公社は、自然、伝統、文化、歴史的遺産、物産等の観光資源を掘り起こし、維持、保存し、これを有効に活用することにより、地域文化及び地場産業を基盤とした観光の振興並びに創造性豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に運営をいたしております。平成18年度から指定管理者として村上市民ふれあいセンター、イヨボヤ会館、おしゃぎり会館等の管理運営に加えて、

平成29年度からは縄文の里・朝日の管理運営も行っております。

令和3年度の事業計画は、同社の定款第4条の規定による観光振興や教育、文化、芸術振興等の公益目的事業及び同定款第5条の規定によるオリジナルグッズの製造、販売、そして施設管理等の収益事業を行うこととし、事業費は総額2億2,694万8,980円であります。

また、令和2年度の事業実績では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、施設利用について、一時休止する期間が生じましたが、計画されました公益目的事業であります観光PRや収益事業のオリジナルグッズの製造、販売、施設の管理事業など、それぞれ事業目的に沿って実施をいたしました。収支につきましては、配付の事業実績報告書のとおりであります。

次に、報第10号は、公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告についてであります。当社の前身である財団法人山北町産業振興公社は、平成10年3月に、農林業の担い手育成や作業支援、地域資源を活用した事業の取組による地域産業の振興を目的に設立され、現在に至っております。近年では、特に中山間地等で耕作条件が不利な地域における農作業受託と農地管理を担うことで国土保全と山北地域の農業振興に大きく寄与しているところであります。

令和2年度の事業実績につきましては、事業収入が計画に対し126.6%、約1,643万円の増加となりました。増加の要因は、農業収益事業につきましては、かつてないほどのイノシシ被害やごま葉枯病の発生が見られましたが、コシヒカリは全て1等米となるなど、計画を超える実績となりました。さらには、豪雨により被害のあった林道等の保全作業や豪雪による市道除雪作業の収益増が主なものであります。一方、支出面につきましては、事業費及び管理費において施設の修繕と機械の老朽化による入替えを実施をいたしました。農業生産資材の効果的使用に努めるなど、経費の節減にも取り組んでおります。収支につきましては、配付の事業実績報告書のとおりであります。

次に、令和3年度の事業計画につきましては、農業収益事業の稲作は10アール当たり収穫量の増加と品質の安定化を目指すとともに、条件不利地の圃場対策として、地力増進のため農業用土壌改良剤の散布をするほか、適正な農薬使用による病害虫の防除を実施し、数値目標の達成に向け努力をいたしております。また、昨年大きな損害が発生した圃場のイノシシ被害につきましては、地域のご協力を得て電気柵の設置に取り組んでいるところであります。なお、昨年度に引き続き、市発注の除雪作業及び国土保全収益事業に取り組み、職員の雇用維持に努めていくことといたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 1点だけお伺いします。

6ページの中段ほどの2番の基本財産及び特定資産の増減額及びその残高というところなのですが、財産目録を見ますと、有価証券、国債を2度にわたって利用しているところなのですが

れども、この表を見ますと当期増加額と当期減少額ありますけれども、当期減少額が98万4,530円と当期増加額のことについて内容をお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 木村議員、これイヨボヤのほうですか、それとも山北産業。どちらですか。

○17番（木村貞雄君） イヨボヤのほうです。6ページ。会計管理者のほうではあれですか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（永田 満君） 申し訳ありません。今ちょっと分かりませんので、後ほど報告させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 議長にお願いなのですが、こういったイヨボヤの里とか、いろいろな問題あるので、できたら経済建設常任委員会の閉会中の調査でもしてもらって、全員参加もできるような体制つくってほしいのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 前も経済建設のほうで所管事務調査でイヨボヤの里開発公社並びに山北産業振興公社ですか、この閉会中事務調査、毎年のようにやっているとしますので、その辺、では前向きに検討していただきます。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 報第11号 令和2年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、報第11号 令和2年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第11号につきまして、ご報告を申し上げます。

本件は、令和2年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会にご報告をするものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第6 報第12号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、報第12号 専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第12号につきましてご報告を申し上げます。

本件は、50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしたものであります。

令和3年4月4日、胎内市鯉江地内において、新発田地域広域事務組合消防本部と村上市消防本部の消防相互応援協定に基づき、防火広報及び水利巡回を実施中、消防ポンプ車を方向転換のためバックさせた際に防火水槽に乗り上げ、縞鋼板製蓋を变形、破損させたものであります。車両運転中の瑕疵により発生した事故であり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、防火水槽蓋の修繕費として18万7,000円を賠償するものであります。

なお、本件につきましては示談が成立したことから、このたびご報告をするものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第7 議第69号 専決処分の承認を求めることについて

議第70号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第69号及び議第70号の2議案は、いずれも令和3年度一般会計補正予算に係る専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第69号及び議第70号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第69号と議第70号は、令和3年度村上市一般会計補正予算（第6号）及び（第8号）につつま

して、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めます。

初めに、議第69号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,800万円を追加し、予算の規模を324億7,150万円にいたしました。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策関連経費の追加であり、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための経費であります。

歳入におきまして、第15款国庫支出金で新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金2,800万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第3款民生費で子育て世帯生活支援特別給付金2,800万円を追加をいたしました。

次に、議第70号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,200万円を追加し、予算の規模を326億6,900万円にいたしました。

補正の内容といたしましては、今月上旬の豪雨に伴う災害復旧経費等の追加であります。

歳入におきまして、第20款繰越金で前年度繰越金1,200万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第6款農林水産業費で林業施設経費80万円を、第8款土木費では、河川維持管理経費などで170万円を、第11款災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費などで950万円をそれぞれ追加をいたしました。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。議第69号のほうです。子育て世帯生活支援特別給付金が低所得世帯の子どもさん1人当たり5万円ということで、大変ありがたい制度だと思います。ホームページを見てくれという話になるのかもしれませんが、念のために制度のスキームといますか、対象者と、村上で大体何人ぐらいなのか、それとどういう形で支給をされるのか、申請が必要なのか、職権で支給をするのか、その辺、実際1人当たり5万円の給付金を支給するまでの流れを少し説明していただければと思いますが。お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） このたびの補正につきましては、実は春にも補正した分があるのですが、その追加の分ということでもあります。春の分は主にひとり親世帯分ということでの予算だったわけですが、今回の補正につきましては主に低所得の2人親世帯分という形で追加をさせていただいております。申請の形につきましては、書類は一応あるのですが、ほとんど送り返していただくだけで特に何も手続は要らずに口座振替がされるというような仕組みになっております。送り返

していただく必要もございません。こちらのほうからご案内の書類を送りまして、それに対して不要の方はアクションを起こしていただく必要があるのですが、そういう方はいらっしゃいませんでしたので、皆さんに特別な手続もなく口座で振込がされております。実績といたしましては、4月に補正した分については、5月の11日に546名分が振込されております。それから、今回の補正の分につきましては、7月の21日に343人分が振込されております。あと、このほか、家計急変者というふうなことで、今後収入が減るといふ方がいらっしゃいましたら、その方々は申請はいただく必要はあるのですけれども、そういった方々また1人5万円の助成が給付されるというふうな制度でございます。これは2月いっぱいこの受付を続けておりますので、申請があれば追加でまた支給をさせていただきますというふうな制度でございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 大まか分かりましたけれども、低所得の2人親世帯というのは、就学援助を利用されている方とか、その把握の仕方、把握してこちらから送るわけですので、把握の仕方はどういう形で行うのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 判定につきましては、今年度の市民税の均等割が非課税の世帯で判定いたします。それで、6月に課税状況が確定いたしましたから対象者を抽出してというふうな形になっております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第69号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第69号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第69号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第70号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第70号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第70号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

午前11時15分まで休憩といたします。

午前 1 1 時 0 2 分 休 憩

午前 1 1 時 1 4 分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言の訂正

○議長（三田敏秋君） ここで教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

○教育長（遠藤友春君） 先ほど諸般の報告での本間議員のご質問に対し、県立学校の部活動の休止期間を9月3日から9月24日までとお答えいたしましたが、9月3日から9月16日までです。訂正しておわび申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ご了承を願います。

日程第8 議第71号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定について

議第72号 村上市個人情報保護条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第71号及び議第72号の2議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第71号及び議第72号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第71号は、村上市過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に法期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されました。これにより本市は過疎地域に指定されたことを受け、引き続き国からの支援を受けながら過疎対策を進めるため、令和3年度から令和7年度まで

の5年間を計画期間とする村上市過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。このたび新潟県との協議手続が整いましたので、同法第8条第1項の規定により議会のご議決をお願いするものであります。

次に、議第72号は、村上市個人情報保護条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、条例中の引用条項の号ずれを改正するほか、デジタル庁設置法の施行に伴う文言の修正など、所要の改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第71号及び議第72号の2議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9 議第73号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

議第74号 村上市精神障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第73号及び議第74号の2議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第73号及び議第74号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第73号は、村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、瀬波デイサービスセンターについて、本年度末をもって廃止することとし、それに伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

瀬波デイサービスセンターにつきましては、経年劣化等による施設の老朽化が著しくなっており、また介護保険制度の開始により民間事業者によるサービス提供が行われ、近隣地域における今後のニーズに対し、社会福祉法人を含めた民間事業所によるサービス提供体制の確保が見込まれることから、当該施設を廃止しようとするものであります。

次に、議第74号は、村上市精神障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例制定についてであります。村上市精神障害者地域活動支援センターやまびこの家は、平成2年に開設し、平成27年

4月から医療法人責善会が指定管理者として運営してまいりましたが、障がい者が利用できる民間事業所が増えたことなどから施設利用者の減少が続いているため、廃止しようとするものであります。なお、同様のサービス提供をしている地域生活支援センターはまなすに事業を移管することから、利用者の方に対して説明を行い、ご理解をいただいているところであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第73号及び議第74号の2議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第10 議第75号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第76号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第75号及び議第76号の2議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第75号及び議第76号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第75号と議第76号につきましては、令和4年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。

初めに、議第75号は、村上火葬場無相院、山北火葬場、荒川火葬場普照園に係る指定管理者の指定につきまして、公募により指定しようとするものであり、指定管理期間を5年とするものであります。

次に、議第76号につきましては、高齢者生活福祉センターふれあい羽衣に係る指定管理者の指定につきまして、公募によらず、社会福祉法人村上岩船福祉会に限定指定しようとするものであり、指定期間は5年間であります。

なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまです。それでは、追加の説明資料も議案と同時に頂きまして、あ

りがとうございます。そこで、ちょっと前座で私お話ししていきますけれども、最初に火葬場3施設についての指定管理者の状況を、担当課から資料を頂きまして、そこで見させていただきました。火葬場3施設とも現在5年間の、来年の3月の30日までですか、31日までですか、指定管理者は会津屋さんのほうになっております。荒川火葬場では、平成24年の4月から10年間、会津屋さんでございます。山北火葬場では、平成25年の4月から9年間、会津さんがやっております。また、村上の火葬場に至っては、平成19年の管理者公募が始まって以来、合併前からですね、15年間もの長きにわたって会津屋さんが指定管理者として存在しております。今回もし5年になれば、さらにそこに、荒川、そして村上、山北ともに5年ずつ延びていくわけです。村上なんかはもう20年間になってしまいますよね。これらは当初、3施設ごとに公募をやっていたのです。荒川においては、合併前の平成18年4月から平成24年3月までの6年間をマル忠さんが運営しております。これは、出された資料で見てお分かりのとおりです。しかし、平成24年の4月の公募の時点で、何者か応募してきた中の一者としてマル忠さんも出たのでしょうけれども、最終的には会津屋さんがその指定管理者になったと。決定されたと。山北においては、平成22年4月から平成25年の3月まで山北グリーンサービスが、3年間ですが、運営してまいりました。しかし、これらも平成24年4月の公募で、何者かの応募のうち、自分はもう応募はしたという話ですが、最終的には会津屋さんが指定管理者となったと。村上火葬場は4回やっていて、全て会津屋さんがやられていると。平成24年から平成29年度までの5年間は3施設ごとに公募していたのです。そのときは。現実的には会津屋さんが全3施設の運営を行っております。さらに、平成29年度では、市長が替わって高橋市長、現市長になって替わってから、火葬場の3施設を一括にするということで、平成29年度から行われました。現実的には、荒川、山北の指定管理者に応募していた事業者は、一括だと、とてもでないが回らないと、こういう話も聞いております。いわゆる競争がないままに平成29年度では荒川、村上、山北の3施設が一括として会津屋さんが運営するという方向性で今動いているわけです。1つの火葬場でもいい、地域密着型の運営を望んでいるようなところの事業所は全く排除されたような形で実際になっているのかとは思います。

そこで、3施設一括で公募を行った理由について、これも資料として担当課のほうに要望いたしました。その1番目に、一体的な管理運営を行うことで効率的な運営を図られると書いてあります。これは、3施設一括で行っている事業者の目線で物事を考えているとしか思えないのです。そもそもそれぞれの施設が指定管理者を導入したことで行政のコストははるかに削減されているのです、その時点で。あえてそれをさらに3施設を一括にするという理由が見つからない。

それと、2番目で書いてあることが、全施設で公平、均一なサービスの提供が図られ、混雑時の施設の調整なども容易に行うことができると書いてあります。全施設が公平、均一なサービスを提供することが必要なのでしょうか。疑問に思います。画一的なサービスとなります、これは。教育の問題としても、この画一的なというのは問題になることが間々あります。日本の学校教育の問題

点として画一的な教育というものがあります。全ての生徒に同じ内容を同じように教え、同じように理解、行動することを求める。それをほみ出すことをよしとしない教育。中には給食を食べることを求めている教師もいます。食べる量には個人差があります。食欲がないときもあります。それを強要するのは、ある意味いじめ、虐待にもつながります。学校でいじめや不登校の問題がなくなるのは画一的な教育も要因しているとも言われます。みんなと同じでなければいけない、同じようにできない者を見下す行為、それを助長させるようなことが画一的と。また、画一的な教育は、協調性という名の下に個性を埋もれさせているように思います。みんなと同じようにしか行動できない人間を増やして、各個人は人生を満喫することができるのでしょうか、日本の将来は明るいものとなるのでしょうかなんていうことも書かれております。つまり、全て同じ、画一的なサービスが火葬場に必要なのですかと。私が言いたいのは、各施設で公平、均一的なサービスを提供するのであれば、最初から行政が直接やっていたらいいのです。指定管理者ではなくて。各施設ごとに特徴あることを重んじた運営の仕方のほうが住民の利益につながると私は思います。

3番目、担当課から出たものですよ。3番目、所管課との連絡、連携が容易であり、市、指定管理者双方の事務簡素化が図られるとあります。事務の簡素化。これは内部の事情を意味していることであって、これも一括にすることで行政の管理が簡単になることを言っている。決して利用者の立場になった考え方ではないのです。

そこで、これら3施設を一括公募で行った理由についての説明は、全て一括で運営を任された指定管理者である事業者の思惑、それをよしとする行政の管理簡素化を一番に考えての導入だと思うのです。利用する市民の立場に立って、指定管理者の焼き場運営が市民サービスの向上に寄与するための導入であることは、この説明からは一言も述べられていません。市民のためにこうやれば向上するから一括でやるという言葉は一切出てこない、説明の中に。つまり、3施設管理者の導入については、手前みそのことであって、市民のサービスの向上につながっているとは決して書かれていない。なぜ書いていないのか聞かせてください。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（瀬賀 豪君） 議員のご指摘のとおり、当施設につきましては、平成28年度までは3施設それぞれで指定管理としておりましたけれども、平成29年度から一体的な管理運営を行うということで、3施設一括指定とすることで平成28年第4回定例会においてご承認をいただいたところでございます。今回、説明資料として3つほど掲げさせていただきましたけれども、この3つの点につきましては、平成28年のご説明の際にお示しをしてご承認をいただいたところでございます。

議員ご指摘のまず一体的な管理運営を行うことで効率的な運営が図れるという部分でございますけれども、例えば現在も山北火葬場につきましては利用件数が減少傾向にありまして、令和2年度は94件の利用でございました。火葬場というのは、施設の性質上、いつ何件の利用があるか直前まで分からず、利用のない日もございます。職員の雇用などを考えますと、一括管理とすることで、

例えばある施設に利用がない日は別の施設に応援に行く、あるいは職員が病気や都合で休んだときなどの対応も調整しやすいといった点から、結果的には住民サービスの低下につながらないというふうなことが考えられるかと思っています。

また、2つ目の全施設で公平、均一なサービスの提供が図られ、混雑時の施設の調整なども容易に行うことができるというところでございますけれども、一括管理とすることで3施設の職員が常に情報交換、情報共有を行うことで、例えば利用者の方からこういうご意見があったというのがあれば、それをほかの施設の職員にも伝えたりすることができる。そういう部分の連絡調整がスムーズにいくことで結果的にはそれもサービスの向上につながっていく部分かなというふうに思います。また、施設の混雑時や、仮に災害や機器類の故障などにより急に施設の利用ができなくなったときなどについても、ほかの施設との利用調整がスムーズに行われるといった利点、これにつきましても利用者に不利益を与えないためのサービスということにつながるのではないかとこのように考えております。

3つ目の所管課との連絡、連携が容易になるという部分については、この部分については確かに行政側、指定管理者側の理由、事情というふうになるかとは思いますが。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 課長の今言われていることは、全て手前みそのことなのです。現実的には、施設とのやり取りの中で、一事業者であれば簡単なのです。連絡するのも横のやり取りも。それは確かに言えることだろうと思います。もっと大事なことを忘れていないかなと思っています。

次に、日本には独占禁止法という法律がございます。独占禁止法という法律。その基本となっているのは、公平かつ自由な競争の促進なのです。その中において、事業者の創意発揮や事業活動の活発化、雇用、国民実所得の水準向上というのがございます。競争の緩やかなことがあって初めて育っていくのだよと、こういうことが前提にあります。最終的にはそれらが消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発展に寄与することにつながると書いてあります。つまり、何を言いたいかという、現状のままでは1社独占で火葬場運営を支配しているということになります。市民の選択肢は、会津屋さんを選ぶしかないのです。荒川火葬場を利用したいと。どうということかという、荒川火葬場を利用したいと思っていた遺族が荒川で焼いてもらいたいと。しかし、会津屋さんの思惑と社内的な事情で山北のほうに回ってくれということも可能なのです。これがいわゆる従わざるを得ない現象。独占として。隙間がなくなる。消費者は違うサービスを望んでも、それができない場合を市場ではやってはいけません。市場の原則としてそれは絶対やってはいけません。これが独占禁止法の意味なのです。だから、調べるのです。それしか売っていない、ここしか売っていない、マイクロソフトとかいろいろ、たまにありますよね。ここを通さなければもうでき

ないという状況を是正させるのが行政なのです、本当は。まさにそのことをどう考えるのか。これは、市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 課長答弁差し上げましたけれども、決して市民側に立っていないという措置ではないということであります。当然、最少の経費で最大の効果を生む、市民サービスをしっかりやっていくと、これも当然考えていかなければなりません。その結果として効率性を求めることもあるわけであります。今回のケースにつきましては、指定管理者の選定委員会というステップを踏みながら、どういう形が本市にとって一番ベストな方式なのか、どういう形で公の施設を指定管理として運営していくのがベストな形になるのかという議論の積み重ねの上に今回こういうふうな形になっているわけであります。全て参加していただいている方に競争をしていただいています。先ほど議員のほうから3つ施設同時ではなかなか手を挙げにくいよという状況がある。例えばそういうことも踏まえて、しっかりとその選定業務に当たってのステップを踏んだ上での今の措置というふうに考えておりますので、公の施設の指定管理の在り方については、非常にやっぱりデリケートな部分もたくさんあると思います。あくまでも市の公共施設でありますので、決して会津屋さんを選択するということではなくて、市が公の施設の指定管理者として会津さんを指定しているということでもありますので、あくまで主体的に一義的な責任を負うのは市である、これはもう間違いないことでもありますので、そこの中でしっかりと透明性を確保して運営されていくということ、これ当然行政として必要でありますので、今後も指定管理の在り方については検証を含めながら進めていきたいというふうに思っています。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 3施設違う事業者が入っているとそれなりに競争原理が働きます。当然です。同じ会社の部署が違うだけでは困るのです。私は、会津さんが悪いとか、石光さん、今石光さんと会津屋さんですね、これ。資料見ると。石光さんがいいとか悪いとかの問題ではございません。決して選考委員会の選考の仕方が悪かったとかという意味でもございません。合併してからもう十数年たって、周りを見ると、やっぱり端のほうに行くとだんだん、だんだん過疎化が厳しくなっている。本当は合併の効果でそれらを食い止めようと思ったのが、全く違う意味合いで進んでいる世の中が存在している。これは国もそうなのでしょうけれども。やっぱり1社独占ではなくて、こういうときこそ事業者を育てるという意味で、火葬場の運営はもう会津屋さんしかできないのだイコールではない。やっぱり各施設ごとに事業者がいて、その地域の人たちがそこで火葬場運営をできる地域密着型ということも少しは考えてやらないと、効率、効率、それだけを求めるのではなくて、私は今回のこの指定管理者の議案に対しては反対です。来年の4月から始まるわけです。今9月です。もう一度ちょっと行政で考えていただいて、これもう通ってしまえば、もうそれしかないです。ちょっと考えてもらって、もう一回、臨時会でも開いて出してもらえればなどは思って

おります。しかしながら、これは私の思いなので、全議員さんどう考えるか分かりませんが、時間はありますので、私は緩やかな競争、そして地域が活性化になるためには、1つの事業者ではなくて3つ、そしてお互いに切磋琢磨しながら火葬場運営。村上に火葬しようと思っていた人が、荒川のほうがいいぜ、荒川の火葬場はもっといいサービスがあると言って、荒川ででは焼こうかと、こういうような考え方があってもいいと思います。山北のほうが少なくなってきたと先ほど答弁しておりましたけれども、もしかすると山北でやるよりも村上来てもらったほうが効率がいいのであれば村上来てもらおうという意識が働いているのかもしれない、事業者にとって。分かりません、それは。調べたわけではないので。だから、こうやって言えるわけなのです。俺は山北で育て、兄貴が死んだ、山北の場で火葬してやろうではないかという気持ちがそこで損なわれるのです。私は、こういう利益こそを大事にしてやらなければいけないのかなと。行政として。だから、いま一度ちょっと考えてもらいたいと思いますけれども、市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 民間事業者が経営をされる火葬場であれば、そういったサービスの違いとかでそれを選択するというところもあるのかもしれませんが、あくまでも行政が公の施設として運営をしている火葬場であります。ある一定程度の同一のやはりサポートはしてくださいねということは当然指定管理者の指定要件のところ、協定書の中にも多分うたわれるはずだと思います。例えば3つ違ったとしてもです。ですから、そのところを履き違えないようにしないと駄目だなというふうに思っております。

それと、今回、議会に市として選定委員会の選定の経過を踏まえてご提案をしておりますので、この議案についてご議決をいただくことを私は望んでいる次第であります。

○15番（姫路 敏君） もう3問過ぎたので、あれですけれども、よく考えていただきたいと。所管の常任委員会でよく考えてもらいたいです。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 所管の常任委員会に所属しておりますので、単純な質問というよりも、理事者の皆さんに要望みたいな形になるのですけれども、今言ったようなことを常任委員会でまた審議させていただきたいと思っておりますので、ぜひ一括公募した理由について丁寧にまた回答いただくようお願いしたいということが1つと、もう一つが、当然選定委員会というのは公平、中立な立場でしっかりご審議した上で指定管理の事業者選定されていると思うのですけれども、私の耳にちょっと、選定委員会の事前にいろいろ事業者の方から働きかけがあったという話も聞いています。何かメールが来たり、いろんな働きかけが。こういうときにはいろいろ、この間の百条のときにもいろいろありましたけれども、あるのかなと思うのですけれども、1つは、選定委員会の事前に委員さん、今7人ですか、そういう何か働きかけのようなものが例えばあったのかということがもし調べられるのであれば、ぜひ調査をしていただけないのかなと思いますし、あと選定委員とか、あと事

業者が公平、中立な立場で選定委員会に臨まなくてはいけないというか、選定をされる経過に臨まなくてはいけないというのは、何か条例とか要綱とか、選定委員会の要綱か何かあるのかなと思うのですが、それは13日の常任委員会に資料として出していただくとありがたいなと思っているのですが、その辺、選定委員に対して何か働きかけがそれこそあったのかどうか、それと、もしあったとすれば、なければそれでいいのですが、あったとすれば、条例とか要綱に照らしてそれはどうなのかというようなことをちょっと確認をしていただければと思うのですが、いかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 議員おっしゃいましたとおり、選定委員の方7名おりますし、選定委員の方々というのは当然公平、中立な立場で選定を行うというのは、これ当然のことでございます。例えばその選定の際に自分の例えば関連した、何か関係のあるような施設の選定が出た場合はそこからもう除斥されるというふうな規定まで持っておりますので、決してそういうことはないということでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 個々の選定委員さんに働きかけがあったのではないかという情報が入って、私の耳にも入っているので、そういう事実があったのかないのかということを確認して、いや、それは単なる風評で、何もないしということであれば、それはそれで別にいいわけですが、その辺、メールをいただいたという方もいらっしゃるみたいですので、その辺の確認というのはできないものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 多分相当失礼なお願いをすることになると思いますので、そのことが市として選定委員の皆様方にそういう問いかけができるのかどうかということからしっかりとちょっと確認させていただきたいと思います。相当失礼な話だと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ということで、例えばそういうメールで選定委員に働きかけたとすれば、それがまず非常に失礼、公平、中立性を担保しなくてはいけない選定委員会の委員さんに対してやること自体が失礼なわけですので、ではそれはあったのかどうか、主観的な判断ではなくて、それは事実の問題だと思いますので、ちょっとご検討いただいて、できるものであれば、可能なものであれば、ぜひそれは確認をいただきたい。選定委員さんの資質がどうこうという話では、それはないと思いますので、ご確認いただければと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第75号及び議第76号の2議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

昼食休憩のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

観光課長の発言

○議長（三田敏秋君） ここで観光課長から発言を求められておりますので、これを許します。

観光課長。

○観光課長（永田 満君） それでは、報第9号の公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告についての木村議員からの質問についてお答えいたします。

令和2年度決算書の6ページになりますが、財務諸表に対する注記という部分の2番の表の内容でございますが、当期増加額と当期減少額の内容ということの質問と思いますが、当期増加額の1万6,100円につきましては、投資有価証券、国債でございますけれども、額面価格を下回る価格で購入した場合、増益分が生じるわけなのですけれども、この分を一度に会計計上するのではなくて、毎年一定の額ずつ計上するという事で利益計上を平準化する会計処理を取っておりますので、その分の1万6,100円でございます。それから、当期減少額98万4,530円につきましては、期末市場価格に基づく時価法によっておりますので、令和3年の3月31日、年度末の評価額の減額分ということでございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ご了承ください。

日程第11 議第77号 市道路線の認定について

議第78号 市道路線の変更について

議第79号 市道路線の廃止について

議第80号 村上市職業訓練施設条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第77号から議第80号までの4議案を一括して議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第77号から議第80号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第77号は市道路線の認定についてであります。本案は、大沢地内における日本海沿岸東北自動車道朝日温海道路の整備による市道路線の付け替えに伴い、旧道区間を引き続き市道として管理するため、1路線を認定するものであります。

次に、議第78号は市道路線の変更についてであります。本案は、議第77号と同様に、大沢地内における日本海沿岸東北自動車道朝日温海道路の整備による市道路線の付け替えに伴い、1路線について起点を変更するものであります。

次に、議第79号は市道路線の廃止についてであります。本案は、桃川地内において、民地内を供用していた1路線を廃止するものであります。

最後に、議第80号は、村上市職業訓練施設条例を廃止する条例制定についてであります。村上高等職業訓練校は、労働者の職業に必要な能力の開発及び向上のために事業主等が行う職業訓練を実施するための施設として昭和45年に開設した施設であります。しかしながら、近年の進学率の向上に伴い技能労働者として就職する若者の減少や、各職場で実務を経験しながら職業訓練を行うOJTが主流となっていることなどから、訓練生の減少が続いておりました。このような状況から、村上高等職業訓練校は所期の役割を終えたと判断し、本年度末をもって施設を廃止しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第77号から議第80号までの4議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第12	議第81号	公の施設に係る指定管理者の指定について
	議第82号	公の施設に係る指定管理者の指定について
	議第83号	公の施設に係る指定管理者の指定について
	議第84号	公の施設に係る指定管理者の指定について
	議第85号	公の施設に係る指定管理者の指定について
	議第86号	公の施設に係る指定管理者の指定について
	議第87号	公の施設に係る指定管理者の指定について
	議第88号	公の施設に係る指定管理者の指定について
	議第89号	公の施設に係る指定管理者の指定について

議第90号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第91号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第92号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第81号から議第92号までの12議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第81号から議第92号までの12議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第81号から議第92号までの12議案につきましては、令和4年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。

朝日グリーン・ツーリズム推進施設、朝日シルクフラワー製作工房、林産物展示販売施設、農産加工所、各地域の農村公園等7施設、山熊田長期滞在施設の合計12施設に係る指定管理者の指定につきまして、いずれも公募によらず、現在の指定管理者に引き続き指定しようとするものであります。山熊田長期滞在施設につきましては、指定期間を3年間とし、それ以外の11施設につきましては指定期間を5年間とするものであります。

なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 1点だけちょっとお伺いしたいと思います。

最後の指定管理、92号ですか、山熊田の長期滞在施設についてちょっとお伺いしたいと思います。山熊田の長期滞在施設は、私の認識では学校の教員の住宅を長期の滞在施設として再利用しているという格好で、マネジメントプログラムでも示してあるように、非常に老朽化しているという認識は知っていると思うのですが、その中でマネジメントプログラムの中では廃止もしくは移譲するという格好で方針を出されているわけですが、それを今回指定管理にまた出すというふうな方針で、はっきり言ってプログラムとは一致しないという格好で提案されているわけですが、その辺のいきさつについてはいかがなものなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（永田 満君） プログラムの中では一定の方針を示させていただきましたが、まだ方針の決定には至っておりませんので、今回指定管理に出させていただきます。それで、前回は5年の指定管理ということでもありますけれども、今回、指定管理者の状況、それから今おっしゃい

ました老朽化も含めまして検討するという事で、3年間という形で検討していきたいというふう
に考えております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） プログラムは計画であって、今回協議者と協議をした結果、再度指定管理に
出したいと、そういう格好で提案したということだと思えるのですけれども、そこでこのプログラ
ムの中でも非常に問題になっているのは、私も現状を見てあれなのではけれども、非常に老朽化し
ているという格好で、宿泊施設として現在泊まっている利用状況までは今回聞きませんが、
利用者が本当に満足して泊まれる施設という格好で課長のほうは考えておられるのか、それとも何
らかの修繕とか云々を計画した上で、維持管理という格好で、指定管理という格好で出すのか、そ
の辺のお考えはいかがなものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（永田 満君） 今のところ、利用に当たっての最小限での修繕で維持していきたいとい
うふうには思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） できれば、課長のところにこの指定管理、来年から、4月から、認められた
場合、維持管理をお願いするわけですが、その前にぜひとも現地を見て、課長自ら現地を見
て、修繕のできる場所等があると思いますので、かなり私は必要なのではないかと思うので、ひと
つ確認の上、お願いしたいと、そう思います。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第81号から議第92号までの12議案については、議案付託表のと
おり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第13 議第93号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第93号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）を議題
といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第93号につきまして、提案理由のご説明を
申し上げます。

議第93号は、令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,930万円を追加し、予算の規模を328億5,830万円にしようというものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第15款国庫支出金で、個人番号カード交付事務費補助金などで1,722万円を、第16款県支出金では、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金などで972万5,000円を、第17款財産収入では市行造林間伐材売払収入225万円を、第18款寄附金では、民生費寄附金などで361万円を、第19款繰入金では介護保険特別会計繰入金2,035万円を、第20款繰越金では前年度繰越金1億1,578万3,000円を、第21款諸収入では、介護給付費等収入などで316万2,000円を、第22款市債では、河川海岸整備事業債などで1,720万円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で、戸籍住民基本台帳経費などで1,644万4,000円を、第3款民生費では、老人介護施設経費などで5,679万7,000円を、第4款衛生費では、簡易水道事業会計繰出金などで1,431万円を、第6款農林水産業費では、市行分収造林事業経費などで710万7,000円を、第7款商工費では、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費などで1,082万1,000円を、第8款土木費では、道路維持管理経費などで5,460万円を、第9款消防費では、防災対策一般経費などで411万7,000円を、第10款教育費では、中学校施設改修経費などで2,500万9,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

第2条、債務負担行為の補正は、高齢者生活福祉センターふれあい羽衣指定管理料のほか5件の追加を、第3条、地方債の補正は、水産業債の追加及び河川海岸債の限度額の変更をするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 歳出のところで、22ページ、消防費の防災対策一般経費なのですが、これ先般もちょっと瀬波の区長会でもあったのですけれども、震度感知式鍵ボックス、これが学校のところの、いわゆるそこの指定避難所になっているところの、村上高校なんかでもそうなのですか、村上桜ヶ丘高校とかありますけれども、あそこは村上中等教育学校ございまして、そういうところへのいわゆる今言ったような鍵ボックスみたいなものというのは今後考えられるのですが、この中には入っているのですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 今回の補正予算にそれらの経費というのは特に盛ってございません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） やっぱり避難所になっているところというのは、市の施設であれば市の判断

でもできる。市の施設でそういうのがついているところありますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 今ちょっと手元に資料はございませんけれども、学校の体育館とか、そういうところで設置しているところはございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 今後、避難所となっているところの場所のいわゆる県立の高校さんのあたりとかもやっぱりちょっと協議して、県との詰め合わせは必要でしょうけれども、そういうことは必要だと思うのですが、市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 3.11以降、地震災害、加えて津波被害が想定される場合については、瞬時に自動解錠できる形というものは順次整えています。ただ、前回実際に動いたときに、震度4以上をカウントしなければ開かないというふうな状況があつて、実は3.5で避難される方がいらっしゃいます。そんなところも含めて、運用側でしっかりと検証を今しております。順次その対策を講じているということで、その際にも村上中等教育学校での解錠についての議論が実はありました。その後、県サイドともその辺詰めをしておりますので、県の県有財産でありますので、市がそこに措置できるかどうかということも含めて協議はしておりますので、それは市民の安全側として対応できるように、これからしっかりと取組を進めていくつもりであります。

○15番（姫路 敏君） よろしくお願ひします。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。歳出のほう、22ページです。10款4項6目社会教育施設費の教育情報センター経費の修繕料のところなのですけれども、先日、市外から講師をお招きして教育情報センターで研修会をやるとうとしたときに、講師の方からインターネット環境ありますかというふうに聞かれて、いや、ありませんと。では、フリーWi-Fi持っていますからということで、教育情報センター、市における中心的なそういう生涯学習の施設なのだろうと思って、インターネット環境もないのかなというふうに思ったのですが、そうしてみたらここに修繕料というあれですから、ちょっと違うのかなと思うのですけれども、この中身は、インターネット環境とかそういうのを整備する中身ではなかったでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） この修繕に関しましては、今のところ予定しているものというのは、電気施設のスイッチの交換とか、それから消火ポンプの部品の交換、それから不時に備えての40万円ということなのですが、今ほどおっしゃっておりますWi-Fiに関しては、教育情報センターも、それからマナボーテにつきましても現在そろえております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 申し訳ありません。では、ちょっと確認した人が遅かったので、いつ大丈夫になったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） 教育情報センターにつきましては、ちょっと私も4月からなので、それ以前からということで聞いていますし、それからマナボーテにつきましては、今年の6月ぐらいからWi-Fiの整備ができて、フリーWi-Fiになりますけれども、時間制限で1時間ずつの更新にはなりますけれども、使うことは可能です。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 私も直接施設のほうに聞けばよかったのですが、常時よく教育情報センターとかマナボーテを使われている方に聞いたところ、いや、あそこインターネット環境なくて本当に不便だよねという即答が返ってきたので、ないという前提で質問させていただきましたけれども、それではちょっとやっぱり周知、本当に毎月のように使われている方でもインターネット環境があるというのが分からない利用者の方もいらっしゃるようですので、その辺、では周知丁寧にやっていただければと思います。私も認識を改めましたので、ありがとうございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）及び令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についての審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）及び令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についての審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任されました。

ただいま議題となっております議第93号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第14 議第94号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

議第95号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第96号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第94号から議第96号までの3議案は、令和3年度各特別会計及び事業会計の補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第94号から議第96号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第94号は令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ540万円を追加し、予算の規模を3億2,040万円にしようというものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第4款繰越金で前年度繰越金410万9,000円を、第5款諸収入では建物共済災害共済金129万1,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で山北地区及び神林地区施設維持管理経費540万円を追加しようというものであります。

次に、議第95号は令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,460万円を追加し、予算の規模を81億5,360万円にしようというものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第1款保険料で第1号被保険者保険料69万1,000円を、第4款国庫支出金では、介護給付費負担金などで182万3,000円を、第5款支払基金交付金では、介護給付費交付金などで182万4,000円を、第6款県支出金では、介護給付費県負担金などで84万4,000円を、第8款繰入金では一般会計繰入金160万8,000円を、第9款繰越金では前年度繰越金1億3,781万円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、第2款保険給付費で、地域密着型介護予防サービス給付費などで625万円を、第3款地域支援事業費では介護予防ケアマネジメント事業経費で50万2,000円を、第4款基金積立金では介護保険給付費等準備基金積立金7,910万円を、第6款諸支出金では、国庫支出金等返還金などで5,871万円をそれぞれ追加しようというものであります。

最後に、議第96号は令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では、水道事業費用不足分として、一般会計からの繰入金である他会計補助金1,003万6,000円を追加し、総額を3億4,271万9,000円とし、支出では、修繕費の不足分として1,003万6,000円を追加し、総額を3億4,271万9,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきましては、収入では、改良事業費不足分として、一般会計からの繰入金である出資金356万4,000円を追加し、総額を1億9,788万9,000円とし、支出では、工事請負費の不足分として356万4,000円を追加し、総額3億1,274万5,000円にしようとするものであります。なお、不足額の1億1,485万6,000円は、当初予算どおり当年度分消費税等資本的収支調整額403万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,082万3,000円で補填しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 議第94号の8ページの歳入のところで129万1,000円ございます。これ建物共済金が入ってきたと。これは、歳入のところでそれは入ってきたのだろうと思いますけれども、これはいつのどういう火災のときの歳入のお金ですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） これ歳出のほうに、このたび神林地区の工事請負費を追加してございます。これ実は今年の2月、強風の影響で伝送路が破損しました。今現在は、応急で今特に支障はないのですけれども、これから本復旧を行うということで、それが約260万円ほど今予算計上してございますけれども、これに対する共済金ということで、これから入ってくる分ということで今予算

計上させていただいたという分でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ということであれば、10ページの山北地区と神林地区の施設維持管理経費というところにも該当してくるのかな。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） はい、10ページの神林のほうです。こちらのほうの工事費に対する保険対象分を今回財源として計上させてもらったということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 山北と神林ありますけれども、通信関係だと朝日のほうもございますのに、朝日がのっていないというのは何か、朝日は大丈夫なのですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 今回の工事は、今必要な箇所が山北と神林、今工事が必要ということで今回予算計上したということで、朝日は特に工事費不足ということが今のところないので、計上してございません。

○15番（姫路 敏君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第94号から議第96号までの3議案については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

日程第15 議第97号 令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第97号 令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第97号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定についてであります。令和2年度の村上市一般会計につきましては、令和3年5月31日に出納を閉鎖し、会計管理者によって決算が調製され、市長宛て提出されております。地方自治法第233条第2項の規定により決算書を監査委員の審査に付したところ、令和3年8月16日付で決算審査意見書が市長宛て提出されましたので、この審査意見書を

付し、議会のご認定をお願いするものであります。

歳入総額428億1,258万9,486円、歳出総額409億1,614万8,994円で、差引き18億9,644万492円を翌年度へ繰越いたしました。なお、繰越明許費繰越額7,947万4,000円を差し引いた実質収支額は18億1,696万6,492円であります。

一般会計をはじめ、この後上程される各特別会計及び各公営企業会計につきましては、当初予算及び補正予算の審議の際にご説明を申し上げた事項を、事業の効率的な運営に努めながら、議会のご議決の趣旨に沿い忠実に執行いたしましたところであり、その結果、市政の着実な進展に成果を上げたところであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 決算書の86ページ、市民厚生関係、第3款民生費、社会福祉費というところでございまして、86ページのほうの説明の8番目、社会福祉協議会助成経費ということで、これは毎年社会福祉協議会のほうに助成していくということで、昨年度の決算では、令和元年分について見れば8,534万1,231円ということになっておりまして、今年が8,578万1,229円と、8,000万円を超える相当なお金を社会福祉協議会に助成しているわけですけれども、これについて、この計算の根拠というのはどこにあるのでしょうか。これは実際予算のときに聞けばいい話なのでしょうけれども、たまたま決算で今こうやって出ているので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、どういふうな根拠でこれがなされているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 社会福祉協議会の補助金につきましては、決算書にも書いてありますが、事業費補助金として約250万円、それから運営費補助金として約8,300万円ほど支出をしております。この事業費補助金につきましては、心配事相談として約180万円、それと各地域で行っております福祉推進事業として約100万円ほどの補助金になっております。それと、運営費補助金につきましては、社会福祉協議会の職員の人件費につきまして、7,900万円ほど対象となっております。それから、山北のヘルパー事業につきまして300万円の補助をさせていただいております。運営費補助金の中の人件費分、7,900万円ほどありますが、これにつきましては、社会福祉協議会の委託事業でありますとか、あとほかの補助事業外の職員につきまして、市のほうで補助をいたしております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） いろいろな要請、資金の要請というのは社会福祉協議会から上がってきて、それに対応してやっているのでしょうかけれども、1つは、社会福祉協議会の決算内容、ちょっと私も見ていないので何とも言えないですけれども、相当な基金も持っていられるということも聞いた

りもします。それらとの関連もあって、私はこの計算の根拠が、これが安いとも言えませんし、この内容で高いとも言えませんし、その根拠がしっかりしていないと何の積み重ねか分からないというか、指定管理者であれば、それなりの理論立てで、これに幾ら、これに幾ら、こうだからこれだけのかかりますよって、指定管理を受けるほうもそれなりのもので準備して出してくると。そういったようなのが何かちょっと見えづらいところございますので、それだけのお金が出ているというのは今後私も注視していかなければならないなど、こういうふうに思っております。その辺をしっかりと見ていただきたいと思いますが、ではもう一点、ちょっとみんな所管外ですから、これの附属資料の23ページなのですけれども、消防費のところの23ページの避難所Wi-Fi、先ほど上村議員さんのほうからWi-Fiのほうはということで、マナボーテと教育情報センター、何かマナボーテはそれなりに先ほど生涯学習課長から出てきたというようなことございますけれども、これそれとは別に、避難所Wi-Fiということで894万2,000円の事業費をかけてやって、この894万2,000円の事業費というのは、これ見ると国のほうからいただきながらやっているようなところございます。もう教育情報センターとかマナボーテもいわゆる避難所の一つとして位置づけていたら、Wi-Fiの設備も何も、そういった部分からいうといろいろな支援が受けられるのではないかなと思いますけれども、ちょっとその辺どういう観点で、このWi-Fiについて見れば、環境整備事業、Wi-Fiの、防災対策一般経費となっておりますけれども、その辺の考え方がなものかなと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） こちらにつきましては、避難所として指定されている施設で、どちらかという人が常時いるような施設を中心に整備したということでございます。この財源につきましては、昨年、これたしか臨時交付金、今回のコロナの関係ございましたので、そっちを使ったということで、これ国庫のお金を使ってやったということでございますので、そのような形で今回は整備をさせてもらったということでございます。今回、先ほどの補正予算にもございましたが、当然その維持費もかかりますので、常時人がいないのですけれども、避難所として指定されている場所もございますので、そこにもWi-Fiの設備は必要なのではないかということで、それについては移動式のWi-Fiステーションというのを今回購入することで、それは移動できますので、そういうふうな形での充実を図っているということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ちょっと違う観点ですけれども、せっかくですから、教育情報センターあたりもそういうふうになれば避難所として随分有効ですよ。でも、脇に村上桜ヶ丘高校がたしか避難所になっているので、教育情報センターそうではないと言われればそうなのですけれども、しようと思えば、その気になればできると思うので、その辺もうまく活用しながらそういう整備をしていってほしいなと思っておりますが、市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 指定避難所、少し長めの避難が想定される場所については、ある程度の居住環境とか情報の伝達収集手段、よく言われますよね。スマホなんか電源切れてつながらなくなったとかそういうことが、そしてまたネットワークにつながらなくなりますので、そこは何とかでも解消していこうということで、今回安全・安心側で、国の制度もそうですし、臨時交付金の制度も活用できることになりましたので、手当てをさせていただいたということでありまして。それぞれの施設の利用形態に合わせて、利用者の皆さんが利便性を感じていただけるような仕組みにしていきたいなというふうに思っております。

せっかく発言の機会いただきましたので、先ほどの社会福祉協議会の補助金の関係でありますけれども、ある意味個別の地域特性に応じた事業は当然あるわけでありましてけれども、それも社会福祉協議会の設置根拠たる法律の規定に基づいて積算をされておりますので、なかなかその辺のところは、うちのほうでお願いする部分もありますし、社会福祉協議会側でやらなければならないという、もう決まり事になっている部分もあります。その積み上げが8,000万円を超えているという状況でありますので、いずれかの機会に、またその点についてご提示する機会があれば、私どももしっかりと提示をさせていただきたいと思っております。

○15番（姫路 敏君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 所管外ですので。市民厚生の方の88ページになりますか、同じ福祉課長に、大変ですけれども、17番の運営費負担金、下越福祉行政組合負担金ですけれども、これ新発田市の中井さくら園の関係で、前にはいじみの学園といじみの寮ですか。このあれは最近で何年ぐらい、新しく建ったのですか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 中井さくら園につきましては、平成30年の5月だったと思うのですが、開設されております。いじみの寮、いじみの学園から中井さくら園のほうに移設しております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） その点でこの負担金、前から決算書なんか見ると、そうあまり数字変わっていないのですけれども、そうすると新しくなったけれども、これは全て運営費だけの負担金だということですね。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 建設に関わる償還につきましては、この後、実際には令和3年度、今年度から若干増えているのですけれども、この後、負担金の増額が予定されております。償還分につきましては今後出てきます。増えていきます。

〔「それは何年だか分からないの」と呼ぶ者あり〕

- 福祉課長（木村静子君） 令和3年度、今年度から実際には増えております。
- 議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。
- 17番（木村貞雄君） 本市も合併前は広域事務組合でやっているわけなのですけれども、考え方としてお聞きしますけれども、これから出てくるのも含めまして、運営費はそれなりの、本市なんかもやっているけれども、こういった、ちなみにの話なのだけれども、広域事務組合のときには、本市としては運営費は均等割25%、入所者割50%と、65歳以上人口割が25%、起債償還の関係は、均等割が20%、人口割が80%となっているのですけれども、そのほかに入所判定委員会費とか、この新発田の場合はそういうのは入っていないと思うのだけれども、その点について、実際、今現在の負担金の積算割合というのはどんなふうに入っていますか。
- 議長（三田敏秋君） 福祉課長。
- 福祉課長（木村静子君） 今ほどの下越福祉行政組合の負担割合につきましては、構成市町村が8市町村あります。その中で、人口割が50%、入所者割が40%、均等割で10%というふうになっております。
- 17番（木村貞雄君） 3回目なのでまた常任委員会のほうで何か質問すると思しますので、よろしくをお願いします。
- 終わります。
- 議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。
- 1番（上村正朗君） 額的にはちょっと小さいのですけれども、教えていただければと思います。決算書の70ページ、2款1項8目行政改革推進費ですが、ちょっと考え方がよく分からないので、教えていただければと思いますが、予算では行政改革経費55万8,000円、僅かですけれども、行政改革推進委員会の委員さんの報酬であるとか費用弁償で盛っていたかと思うのですが、今年度は行政改革の計画を立てていらっしゃると思いますけれども、結構毎年度毎年度、行政改革推進委員会、いろんな事業というか、取組されているのだらうなと思うのですが、令和2年度も何かやるつもりで当然予算措置をして、補正で落とさずに、執行しないで不用額として全額計上という形になっていると思うのですが、その辺どういう目的、どういう目的というのは委員会を開く目的だと思いますけれども、どういう目的で予算措置したけれども、それがこういう事情で開かれなかった、額的なものなのか、何かちょっとその辺私もよく分からないのですけれども、補正対応ではなくて不用額で残すという判断、その辺がちょっとよく分からないので、教えていただければと思います。
- 議長（三田敏秋君） 総務課長。
- 総務課長（東海林 豊君） 行政改革の推進委員会費につきましては、毎年開催を前提といたしますか、予定しまして予算は計上してございます。昨年度につきましては、ちょっとコロナの関係もございまして会議が開けなかったという、結果的にそういうことになりまして執行はしなかったということでございます。補正の減につきましては、最終的に減額ということもありましたのですが、

金額も小さいということもございまして、全体調整の中で執行残という形で今回は調整をしなかったということもございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 額も小さいので、そんなにこだわらないといえばこだわらないのですけれども、やっぱり行政改革推進委員会の役割というのは非常に毎年毎年大きいだろうと思うので、補正で全額落とすという話が出てくれば、そこでまた今年何でやらないのという話にもなると思いますけれども、そういう話が出ないで不用額で全額残され、結果としてやらなかったという話になると、その辺の議会のチェックというか、議会が意見を言う場がちょっとなくなるのではないかなという気がするのですけれども、その辺もっと前もって、コロナの関係もありますし、そんな緊急で審議しなければならないものがなければ、またあれなのですけれども、ただ行政改革推進委員会というのは非常に重要な委員会だというふうに認識していますので、額かかわらず、その辺の判断については議会で議論をする機会というのをつくるべきではないかなという気はするのですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 不用額で最終的に決算調整するケースと、理由があつてそういうふうになるというケースが当然あるのだらうと思います。私自身は、行政改革推進委員会に係る経費というのは、これいつ何どきスタートするか分かりませんので、多分会計年度を通して持つておくべきなのだろうというふうに思っている。結果として不用額になったということなのだろうというふうに思います。これは、額の大きい小さいにかかわらず、市が行政運営を進めるに当たっての本当に核になる部分だというふうに思っております。そうしたいろんな意味で知見を収集できるようなシステムは必要だと思っておりますので。ただ、結果として今回の事例としては、結果として開催できなかったから、そのままストレートに全額不用額になりましたということ、そのことを逐一ご報告する機会が多分ないのだと思います、こういう事案に関しては。その辺のところについては、市でしっかりとその運営をしていくのだということで、機会を捉えてまたご案内申し上げたいと思いますし、決算の時点でそういう説明を丁寧にしていくと、これも必要なことだらうと思いますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） どうもありがとうございました。予算と決算、今回ちょっと見比べてみましたので、たまたま出てきましたけれども、なかなか言っていだかないとこの辺はすうっと通ってしまうことなので、市長のご回答で了解いたしましたので、今後よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（三田敏秋君） 18番、長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 議長、監査委員に聞いてもいいのですよね。

○議長（三田敏秋君） はい。

○18番（長谷川 孝君） ちょっと監査委員にお聞きしますけれども、31ページに公有財産とかいろいろ、行政財産、普通財産と書いてありますよね。表があるのですが、これは別にして、有形固定資産減価償却率、つまりは資産老朽化比率というのがあるのですけれども、それに関しては監査委員として公表するものではないのでしょうか。ここに、私見たのだけれども、出ていないもので、それはどうなっているのかなというふうに思って質疑したのですが。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） 今の減価償却の明細をここに載ってはどうかというご質問でよろしいですか。

○18番（長谷川 孝君） はい。今いいですか。

○議長（三田敏秋君） 1問です。

○18番（長谷川 孝君） 今1問目で。

○議長（三田敏秋君） もちろん。

○18番（長谷川 孝君） ちょっとすみません。説明しますけれども、前にはホームページで、たしか私2年前ぐらいに資産老朽化比率というのを調べたときに、何か公表されていたような記憶あるのです。ところが、今現在には出ていないというもので、この前企画財政課で私調べさせてもらったのですけれども、ちょっと長くなる説明になりますけれども、合併時に、平成20年度、その資産老朽化比率というのは45.9%だったのです。それが令和元年度になると66.7%と。はっきり言って20%も比率が高くなっていると。つまりはもうすぐ老朽化率が進んでいるというような形になっているわけです。それで、今公共施設の見直しとかやっているのですが、見直しはもちろんやらなければ駄目なのですけれども、資産老朽化比率が20%も上がっているということに対して監査委員の意見か何かがあるところがあればいいのだけれども、全くその辺が出てこないの、どんなものかなというふうに質疑させていただいたのですが。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） 今の老朽化比率、以前が45%、現在、最近調べたのは66.7%ということで、老朽化が進んでいるものに対して、それについて目で見えるこういった報告書をということだと思っておりますけれども、今回の監査におきましては、この老朽化比率に値する部分の監査というのを行っておりませんので、このところには載せてございません。ただ、それぞれの保有資産の減価償却が幾ら毎年計上になるかというのを数値自体は聞き取りはしておりますので、その辺は今後必要であろうとなれば、この財産に関する調書のほうに載つけられるものであれば、それは載せて検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 今の総務課長が2年前に企画財政課長のときに、この老朽化比率って大事

なのでないかということで一般質問した覚えがあります。非常に大事だという答弁いただいているので、何とかこの辺も、確かに行政財産のいろいろな形で施設の見直しとかして、好転していってくれればいいというのの指数にもなるわけですので、ぜひともこの辺も考えていただきたいなど私は思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第97号については、決算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第16 議第98号 令和2年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議第99号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第98号及び議第99号の2議案は、令和2年度各特別会計歳入歳出決算認定についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第98号及び議第99号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第98号及び議第99号は、いずれも令和2年度村上市特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。令和2年度の村上市各特別会計につきましては、令和3年5月31日に出納を閉鎖し、会計管理者によって決算が調製され、市長宛て提出されております。地方自治法第233条第2項の規定により決算書を監査委員の審査に付したところ、令和3年8月16日付で決算審査意見書が市長宛てに提出されましたので、この審査意見書を付して議会のご認定をお願いするものであります。

最初に、議第98号の土地取得特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに52万5,545円であります。

次に、議第99号の情報通信事業特別会計決算は、歳入総額4億1,562万5,955円、歳出総額4億578万2,899円で、差引き984万3,056円を翌年度へ繰越いたしました。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第98号及び議第99号の2議案については、決算付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

午後2時15分まで休憩いたします。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時15分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第17 議第100号 令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第17、議第100号 令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第100号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第100号につきましては、令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてであります。本案は、議第98号、議第99号と同様に、令和3年5月31日に出納を閉鎖し、決算の調製後、監査委員の審査を経て、令和3年8月16日付で決算審査意見書が提出されましたので、この審査意見書を付して議会のご認定をお願いするものであります。

令和2年度の蒲萄スキー場特別会計決算は、歳入総額1,410万1,443円、歳出総額1,349万6,734円で、差引き60万4,709円を翌年度へ繰越いたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第100号は、決算付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第18 議第101号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第102号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

について

議第103号 令和2年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第18、議第101号から議第103号までの3議案は、令和2年度各特別会計歳入歳出決算認定についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第101号から議第103号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第101号から議第103号までの3議案につきましても、令和2年度村上市特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。令和3年5月31日に出納を閉鎖し、決算の調製後、監査委員の審査を経て、令和3年8月16日付で決算審査意見書が提出されましたので、この審査意見書を付して議会のご認定をお願いするものであります。

初めに、議第101号の令和2年度国民健康保険特別会計決算につきましては、歳入総額62億1,432万7,014円、歳出総額59億8,343万5,837円で、差引き2億3,089万1,177円を翌年度へ繰越いたしました。

次に、議第102号の令和2年度後期高齢者医療特別会計決算につきましては、歳入総額7億7,132万1,594円、歳出総額7億7,100万1,746円で、差引き31万9,848円を翌年度へ繰越いたしました。

次に、議第103号の令和2年度介護保険特別会計決算につきましては、歳入総額79億7,704万4,119円で、歳出総額78億1,323万3,697円で、差引き1億6,381万422円を翌年度へ繰越いたしました。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第101号から議第103号までの3議案については、決算付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第19 議第104号 令和2年度村上市上水道事業会計決算認定について

議第105号 令和2年度村上市簡易水道事業会計決算認定について

議第106号 令和2年度村上市下水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第19、議第104号から議第106号までの3議案は、令和2年度各事業会計

決算認定についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第104号から議第106号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第104号から議第106号までの3議案は、いずれも令和2年度村上市公営企業会計の決算認定についてであります。この3会計につきましては、事業年度終了後、決算を調製し、これを監査委員の監査に付したところ、令和3年8月16日付で監査委員から決算審査意見書が提出されましたので、この審査意見書を付して議会のご認定をお願いするものであります。

初めに、議第104号の令和2年度村上市上水道事業会計決算についてであります。業務量は、給水量615万3,950立方メートルとなり、対前年度比2万4,568立方メートル、0.4ポイントの減となりました。経営状況は、税抜きの損益計算書では、総収入で10億6,192万4,582円、総費用9億8,320万4,837円となり、差引き7,871万9,745円の当年度純利益を計上いたしました。資本的収支では、企業債、工事補償金などによる収入額1億4,226万9,423円に対し、建設改良費に3億1,540万4,282円、企業債償還金に3億5,713万7,910円、支出全体で6億7,254万2,192円となり、差引き5億3,027万2,769円の不足となりました。この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,441万1,885円、当年度分損益勘定留保資金4億3,455万9,273円、建設改良積立金7,130万1,611円で補填をいたしております。

次に、議第105号の令和2年度村上市簡易水道事業会計決算についてであります。業務量は、給水量100万1,813立方メートルとなり、対前年度比2,159立方メートル、0.2ポイントの減となりました。経営状況は、税抜きの損益計算書では、総収入で3億1,707万5,436円、総費用3億1,692万3,069円となり、差引き15万2,367円の当年度純利益を計上いたしました。資本的収支では、企業債及び出資金による収入額1億4,803万7,000円に対し、建設改良費に4,893万7,861円、企業債償還金に2億1,070万1,248円、支出全体で2億5,963万9,109円となり、差引き1億1,160万2,109円の不足となりました。この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額374万9,615円、当年度分損益勘定留保資金9,384万3,496円、引継金1,400万8,998円で補填をいたしております。

最後に、議第106号の令和2年度村上市下水道事業会計決算についてであります。業務量は、汚水処理水量575万2,977立方メートルとなり、対前年度比15万8,256立方メートル、2.8ポイントの増となりました。経営状況は、税抜きの損益計算書では、総収入で40億7,054万3,201円、総費用40億6,800万3,938円となり、差引き253万9,263円の当年度純利益を計上いたしました。資本的収支では、企業債、出資金などによる収入額29億5,085万4,347円に対し、建設改良費に8億2,890万9,688円、企業債償還金に34億6,374万2,566円、貸付金に109万5,000円、支出全体で42億9,374万7,254円とな

り、差引き13億4,289万2,907円の不足となりました。この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,679万5,423円、当年度分損益勘定留保資金12億2,918万2,606円、引継金8,691万4,878円で補填をいたしております。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第104号から議第106号までの3議案については、決算付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、9月2日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時28分 散 会